

8 行 マ 第 3 6 7 号  
令和 8 年 6 月 3 日

福岡県行政改革審議会会長 殿

福岡県知事 服 部 誠 太 郎

### 行政改革について(諮問)

県では、これまでも累次にわたり行政改革大綱を策定し、職員数の適正化、本庁及び出先機関の大規模な組織再編、県庁DXの推進並びに業務のアウトソーシングなど、全庁を挙げて行財政改革を推進し、県民ニーズに叶った行政サービスの提供に努めてまいりました。

しかしながら、現大綱策定から4年が経過し、この間、デジタル技術の急速な進展、AIの社会実装、多様な働き方の進展、そして少子高齢化・人口減少の加速など、県を取り巻く状況には大きな変化が生じています。

このような時代において、県民の安全・安心な暮らしを守り、持続可能な発展を遂げるためには、限られた経営資源を最大限に活用し、行政サービスの質的向上と効率化を両立させる行政改革を、これまで以上に戦略的に推進していく必要があります。

次期大綱では、県の経営資源である「ヒト・モノ・カネ・公社等外郭団体」に焦点を当て、これらの最適化と効果的な活用を通じて、県民福祉の向上と地域社会の活性化に資する「未来を創る、戦略的かつ筋肉質な行政改革大綱」を目指したいと考えております。

については、下記に掲げる柱ごとに、改革の基本的な考え方及び具体的な推進方策について、貴会の意見を求めます。

### 記

- 1 ヒト(職員の生産性向上、組織力の最大化)
- 2 モノ(県有資産マネジメント)
- 3 カネ(持続可能な財政運営)
- 4 公社等外郭団体の戦略的活用



## 各諮問項目に係る課題（例）

- 1 ヒト（職員の生産性向上、組織力の最大化）
  - （1）職員の能力向上
  - （2）職員の働きやすさ・士気向上
  - （3）業務プロセス・執行方法の見直し、効率化
  
- 2 モノ（県有資産マネジメント）
  - （1）新たな公共施設管理計画等の実施
  - （2）県有建築物における合理的な長寿命化、更新等
  - （3）情報資産（公共データ）の活用
  
- 3 カネ（持続可能な財政運営）
  - （1）新たな財政改革プランの策定
  - （2）歳入の確保
  - （3）歳出の無駄の削減
  
- 4 公社等外郭団体の戦略的活用
  - （1）団体の存在意義の抜本的見直し
  - （2）経営効率化、ガバナンス強化
  - （3）県政貢献の最大化



## 累次の行政改革の成果

## 1 職員数（定員）の削減

知事部局の職員数を 2,923 人（28.0%）削減

	H7	H23	H28	R3	R7	削減数(H7→R7)	削減率
知事部局	10,437	7,896	7,533	7,479	7,514	2,923	28.0%
県職員総数	56,687	50,254	50,607	43,974	44,599	12,088	21.3%

※ 県職員総数は、知事部局のほか、教育庁（市町村立学校の教員含む。）、警察本部（警察官含む。）等を含めた数

## 2 公社等外郭団体の見直し

団体数、常勤役職員数、県からの財政支出共に大幅削減

	H13	R7	削減数	削減率
団体数	46 団体	24 団体	22 団体	47.8%
常勤役職員数	876 人	472 人	404 人	46.1%
財政支出(予算措置)	444 億円	195 億円	249 億円	56.1%

※ 基準日は 4 月 1 日現在

## 3 アウトソーシング

アウトソーシングの推進により平成 14 年度から令和 8 年度までに 772 人の職員数を削減（知事部局）

類 型	主な業務（削減数）	職員削減数 （単位：人）
民間の専門的な知識、技術等の活用が図れる業務	職員研修(16)、職業訓練、情報システム管理 運營業務、公共工事積算業務、 <u>道路巡視(91)</u>	122
業務内容が標準的、定型的な業務	庶務会計事務(121)、県税業務〔 <u>収納、自動車税異動処理</u> 〕(16)、 <u>パスポート発給(14)</u>	161
施設の管理運營業務	太宰府病院(179)、 <u>清掃(73)</u> 、 <u>ダム維持管理、監視(20)</u>	308
各種調査・検査業務	保健所検査(16)、特定計量器検査、水産海洋 技術センター調査分析	24
その他委託等により効果的な実施が期待できる業務	<u>自動車運転(21)</u> 、 <u>県税業務〔コールセンター、新規登録自動車税等〕(24)</u> 、 <u>調理(18)</u> 、 <u>研究補助、印刷、農産園芸(13)</u> 、 <u>河川監視(13)</u>	114
非常勤職員の活用により効果的な実施が期待できる業務	県税業務〔 <u>不動産取得税、収納窓口等</u> 〕(41)、 <u>職業訓練契約事務</u>	43
合 計		772 (うち現業 288)

※ 下線は現業業務

## 4 現行政改革大綱期間中における組織の見直し

### (1) 本庁組織

#### ① 市町村支援体制の強化 (R4.4)

- 人口減少、デジタル社会への対応など、市町村が抱える多様な課題を吸い上げるとともに、規模や地域の実情に応じ、市町村の様々な取組を機動的かつきめ細かに支援していくため、企画・地域振興部に「市町村振興局」を設置。局内には、市町村が行う地域振興に関し、政策の立案や推進を支援する「政策支援課」と、市町村行財政の円滑な運営を支援する「行財政支援課」を設置。

#### ② 調査・分析機能の強化 (R4.4)

- 各所属に対する統計データの収集支援、データ利活用に関する相談対応及び研修を実施し、全庁的なEBPMの推進を図るため、調査統計課内に「データ利活用班」を設置。

#### ③ 自動車及び水素産業の振興体制の強化 (R4.4)

- 自動車関連企業への脱炭素化支援、FCモビリティの普及やインフラ整備の加速、CO<sub>2</sub>フリー水素関連の製品開発や社会実証など、自動車と水素分野が連携したカーボンニュートラルの取組を一層推進するため、商工部に「自動車・水素産業振興課」を設置。

#### ④ 企画・地域振興部、人づくり・県民生活部及び福祉労働部の再編 (R8.4)

- 社会の変化に臨機応変に対応できるよう、部局横断的に政策を企画するため、「政策企画部」を設置。
- 人口減少が進み、経営資源がますます限られている市町村や地域を強力に支援するため、「市町村・地域振興部」を設置。
- 県民一人ひとりの力がより発揮されるよう、人を育て、その活躍を応援し、また働く皆様の雇用と生活を守るため、「人材育成・活躍推進部」を設置。
- 福祉政策や、次の時代を担うこどもたちを健やかに育むこども政策に力を入れていくため、「福祉こども政策部」を設置。

令和7年度

総務部  
企画・地域振興部  
  
人づくり・県民生活部  
保健医療介護部  
福祉労働部  
環境部  
商工部  
農林水産部  
県土整備部  
建築都市部

令和8年度

総務部  
政策企画部  
市町村・地域振興部  
人材育成・活躍推進部  
保健医療介護部  
福祉こども政策部  
環境部  
商工部  
農林水産部  
県土整備部  
建築都市部



## ⑤ 空港・交通政策局、文化局、労働政策局及び中小企業振興局の設置 (R8.4)

- ・ 地域公共交通の維持と空港の利用促進、空港からの二次交通の確保を一体的に推進し、地域振興に取り組むため、市町村・地域振興部に「空港・交通政策局」を設置
- ・ 地域への愛着を深め、心豊かに暮らしていくための文化芸術の一層の振興に取り組むため、市町村・地域振興部に「文化局」を設置
- ・ 労働に関する施策の実施部門として、雇用、生活を守る労働施策のさらなる充実に取り組むため、人材育成・活躍推進部に「労働政策局」を設置
- ・ 経営課題が多様化する中、中小企業が事業活動に必要な人材や資金を確保し、稼ぐ力を身につけ、持続的に発展していけるよう、支援策の充実を図るとともに、機動的かつ重点的に展開していくため、商工部に「中小企業振興局」を設置

## (2) 出先機関

### ① 児童相談所の機能強化（実施中）

児童虐待相談対応件数の増加や事案の複雑困難化に対応できるよう、児童福祉司及び児童心理司を増員。また、京築児童相談所に一時保護所を設置（R7.10）

### ② 県税事務所の体制見直し（実施中）

県税の電子納付の浸透や滞納件数の減少といった環境の変化を踏まえ、収税機能の集約化など効率的な税務事務の執行に向けた体制の見直しを実施

### ③ ワンヘルス推進体制の強化（実施中）

保健環境研究所の建替え及び機能強化を図るとともに、動物の保健衛生の一元化に向け、家畜保健衛生所に動物保健衛生所としての機能を持たせ、相互の連携によりワンヘルスの理念を実践する中核拠点を整備

### ④ 朝倉県土整備事務所災害事業センターの見直し（R7.4）

平成29年7月九州北部豪雨等の災害復旧事業の規模が縮小していることから、災害事業センターを廃止し、「災害事業室」に改組

### ⑤ 普及指導センターの体制見直し（R8.4）

近年の農家数等の推移や農業経営の複合化など農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、普及指導センターの一部部門について普及指導員を集約することにより、専門技術を効率的に習得できる体制を整備

### ⑥ 筑後川水系農地開発事務所の廃止（R8.4）

農地開発の役割が終了したことに伴い、筑後川水系農地開発事務所を廃止

## 5 給与等の抑制

### (1) 給与構造改革の推進

- ・ 初任給の見直し、昇給昇格の抑制（H11.4～ 約127億円）
- ・ 給料表の大幅改正により年功重視の給与カーブを抑制し、給料の全体水準を5%逡減（H18.4～ 約54億円）

- ・ 給料表の水準と地域手当等の総合的な見直し (H27.4～ 約21億円)
- (2) 諸手当の見直し
  - ・ 旅費の見直し (出張日当の廃止等 H14.4～ 約17億円)
  - ・ 通勤手当の見直し (6箇月定期額導入、自家用車引下げ等 H14.4～ 約17億円)
  - ・ 特殊勤務手当の見直し (月額支給手当の日額化等 H19.4～ 約8億円)
  - ・ 退職手当の支給水準の引下げ (H25.2～ 約80億円、H30.1～ 約12億円)
  - ・ 持家手当の廃止 (H25.4～ 約11億円)
- ※ このほか、直面する厳しい財政状況にあわせ、緊急の給与減額を実施
  - 給料の3%減額 (H12.4～H14.3)
  - 給料の2%減額 (H17.7～H19.3)
  - 給料の4.77%～9.77%減額 (H25.7～H26.3)

## 6 収入の確保と歳出の見直し

平成9年度から7次にわたる財政健全化に向けた計画に基づき、事務事業の見直し、未利用県有地の売却等による収入確保等に取り組んだ結果、それぞれ以下の改革効果を上げた。

(単位：億円)

財政健全化に向けた計画	改革効果額
財政健全化指針 (H9～H11)	440
緊急財政改革実施計画 (H11～H13)	430
財政構造改革プラン(H14～H18)	1,661
新財政構造改革プラン (H19～H23)	2,461
行政改革大綱に基づく歳入・歳出改革(H24～H25) 及び財政改革推進プラン(H26～H28)	1,476
財政改革プラン 2017 (H29～R3)	1,141
財政改革プラン 2022 (R4～R8)	1,320

○：着手済 △：未着手（対応困難・方針変更）

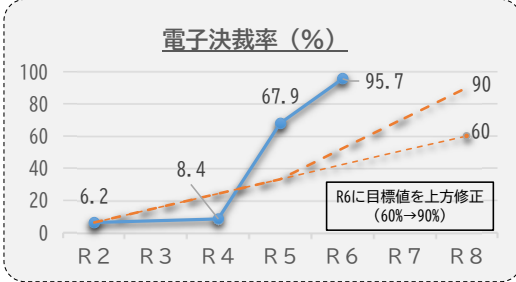
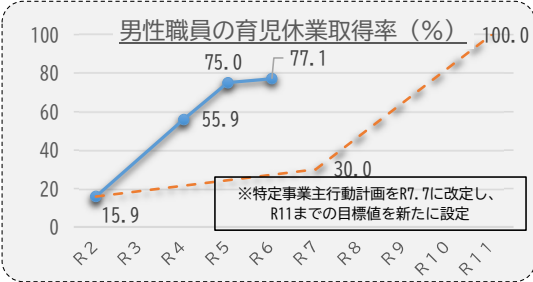
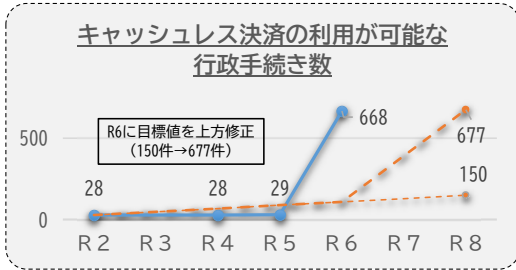
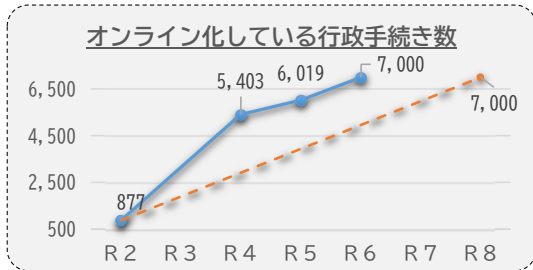
柱	項目	改革事項	実施状況 R6	具体的な取組内容	取組状況		
					R4	R5	R6
I 県庁DX デジタルトランスフォーメーションと働き方改革の推進	1 行政サービスのデジタル化の推進	オンライン化等の推進	実施中	1 電子申請の拡充	○	○	○
				2 使用料・手数料のキャッシュレス化	△	○	○
				3 地方税における電子化の推進	○	○	○
		マイナンバーの活用	実施中	4 行政手続きの簡素化	○	○	○
				5 効率的なサービスの提供	○	○	○
				6 オープンデータサイトでのデータ公開の拡充	○	○	○
				7 EBPMの普及・推進	○	○	○
				8 行政機関等特命加工情報の提供制度に基づく情報提供の充実	○	○	○
	行政情報の利活用の推進	実施中	9 全庁的に使用するシステムの刷新	○	○	○	
			10 地方公共団体情報システムの標準化への対応（児童福祉）	△	○	○	
			11 //（生活保護）	△	○	○	
			12 //（障がい福祉）	△	△	○	
	2 デジタル技術の活用による業務の効率化	業務システムの効率化	実施中	13 AI（チャットボット、議事録自動作成ツール等）の活用	○	○	○
				14 RPAの導入	○	○	○
				15 共用パソコンの機能追加（Web会議機能等）	○	○	○
		デジタル・ワークスタイルの実現	実施中	16 在宅勤務や出張中に電話対応できる仕組みの導入	△	○	○
				17 Web会議用小規模専用ルームの設置	○	○	○
				18 ペーパーレス会議システム導入	○	○	○
				19 サーバーやネットワークの増強	○	○	○
				20 グループウェアの機能拡充、チャットツール導入	○	○	○
				21 文書管理システムの機能改善・追加	○	○	○
		電子決裁の推進	実施中	22 文書管理規定の見直し	○	○	○
				23 外部ディスプレイの配備	○	○	○
				24 時間外勤務縮減	○	○	○
	3 効率的で働きやすい風通しの良い職場環境づくり	仕事の進め方の見直しによる業務の効率化	実施中	25 決裁権限の下位委譲	○	○	○
				26 業務引継のためのマニュアル整備	○	○	○
				27 職員の士気を高める取組	○	○	○
		職員・職場の活性化	実施中	28 職場外における職員の自発的取組の推奨	○	○	○
				29 管理監督者のマネジメント能力向上	○	○	○
		すべての職員がいきいきと働くことのできる職場環境づくり	実施中	30 育児・介護と仕事の両立支援	○	○	○
				31 障がい特性に応じた合理的配慮の実施	○	○	○
				32 研修の充実	○	○	○
		メンタルヘルス対策の充実	実施中	33 職場環境改善	○	○	○
				34 円滑な職場復帰支援	○	○	○

着手済： 29 33 34  
 検討中： 5 1 0

R6年度取組状況(柱I:全34事項)



○主な成果指標の進捗状況



○：着手済 △：未着手（対応困難・方針変更）

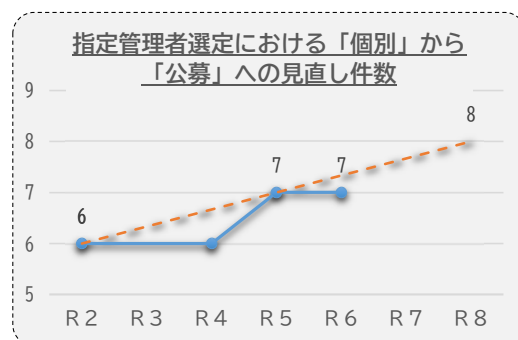
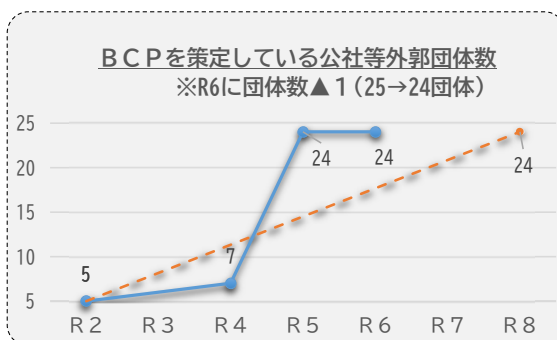
柱	項目	改革事項	実施状況	具体的な取組内容	取組状況		
			R6		R4	R5	R6
Ⅱ 生産性の高い業務推進体制の構築	1 最大限の成果を生み出す人材（人材）の育成・活用	人材マネジメントの視点に立った人事施策の推進	実施中	1 人材マネジメントのための手引書を作成・共有	△	○	○
		人材育成の推進	実施中	2 人事評価制度の適切な運用	○	○	○
				3 職員研修の充実	○	○	○
				4 女性職員の活躍推進	○	○	○
				5 若手職員の人材育成	○	○	○
				6 専門人材の確保	○	○	○
				7 スクラップアンドビルドの徹底による効率的な人員体制の構築	○	○	○
		職員の適正配置	実施中	8 知識・経験を十分に活用できる人事制度の見直し	○	○	○
	高年齢職員の能力及び経験の活用	実施中	9 市町村支援体制の強化	○	○	○	
	2 効果的・効率的な組織体制の整備	組織の見直し【知事部局】	実施中	10 調査・分析機能の強化	○	○	○
				11 自動車及び水素産業の振興体制の強化	○	○	○
				12 県税事務所の体制見直し	○	○	○
				13 ワンヘルス推進体制の強化	○	○	○
				14 児童相談所の機能強化	○	○	○
				15 普及指導センターの体制見直し	○	○	○
				16 筑後川水系農地開発事務所の見直し	△	△	○
				17 朝倉県土整備事務所災害事業センターの見直し	○	○	○
		組織の見直し【教育委員会】	実施中	18 教育事務所の体制見直し	△	○	○
		組織の見直し【警察】	実施中	19 効果的・効率的な組織体制の整備	○	○	○
	3 公社等外郭団体の適正な運営の確保	公社等外郭団体の組織・事業の見直し	実施中	20 福岡自治研修センターの有効活用	○	○	○
				21 あげぼの園の見直し（社会福祉法人への移譲等）	△	△	○
				22 大牟田リサイクル発電の外郭団体としての事業終了	○	○	○
				23 福岡県道路公社の体制見直し	△	△	○
		団体の管理運営体制の充実	実施中	24 福岡県住宅供給公社の賃貸住宅事業のあり方検討	△	△	○
				25 災害時等における事業継続計画（BCP）策定	○	○	○
	26 ワークライフバランスの向上に資する制度の導入	○	○	○			

着手済： 20 22 26  
検討中： 6 4 0

### R6年度取組状況（柱Ⅱ：全26事項）



○主な成果指標の進捗状況 —●— 実績 —●— 目標



○：着手済 △：未着手（対応困難・方針変更）

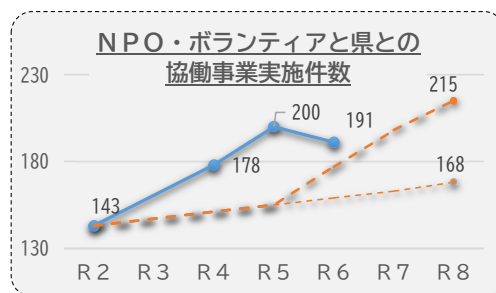
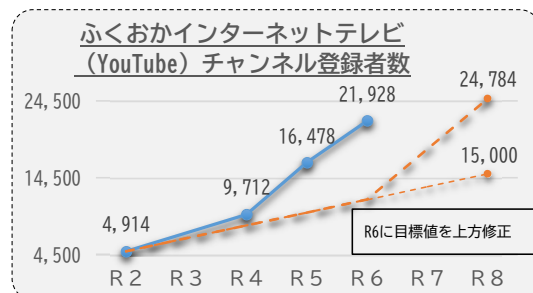
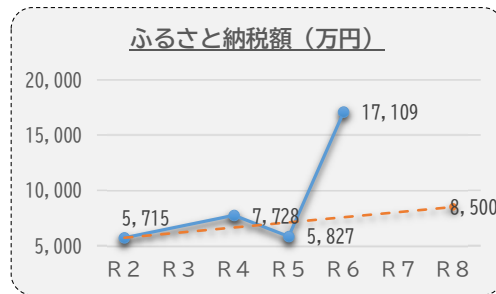
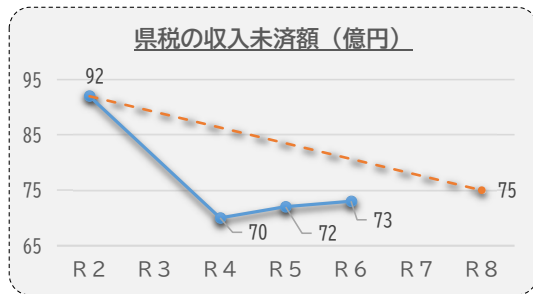
柱	項目	改革事項	実施状況 R6	具体的な取組内容	取組状況				
					R4	R5	R6		
Ⅲ 歳入・歳出の改革と ガバナンスの強化	1 新たな財政改革プランの策定	財政改革プランの策定と実施	実施中	1 新たな財政改革プランの策定、プランに基づく改革	○	○	○		
		歳入確保に向けた取組の充実	実施中	2 収入未済額の縮減	○	○	○		
	2 歳入の確保	ふるさと納税の活用	ふるさと納税の活用	実施中	3 クラウドファンディング型の活用推進	○	○	○	
			企業版ふるさと納税の活用推進	実施中	4 企業版ふるさと納税の活用推進	○	○	○	
		県有財産の有効活用	県有財産の有効活用	実施中	5 県有財産処分に係る新たな売却促進	○	○	○	
			県有財産の貸し付け対象拡大	実施中	6 県有財産の貸し付け対象拡大	○	○	○	
	3 歳出削減の取組	事務事業の見直し	実施中	7 既存の事務事業の見直し	○	○	○		
		公共施設等の適切な管理・運営	実施中	8 中長期的な財政負担の軽減・平準化	○	○	○		
		職員住宅の計画的な維持管理	実施中	9 入居率向上、住宅の廃止検討	○	○	○		
	4 組織のガバナンス強化	内部統制制度の推進	実施中	10 内部統制制度の適切な運用	○	○	○		
		職員倫理の保持	実施中	11 研修等による倫理保持の意識啓発・徹底、ハラスメント防止対策、不祥事対策の強化等	○	○	○		
		適正な財務会計事務の確保	実施中	12 研修の充実、効果的な情報提供等	○	○	○		
		適正な文書管理の徹底	実施中	13 研修の充実、自己点検の実施等	○	○	○		
		個人情報の適正管理	実施中	14 研修の充実、委託先の点検実施の徹底等	○	○	○		
		情報セキュリティ対策の推進	実施中	15 最新の傾向に対応したセキュリティ対策の検討外部機関による評価・診断等	○	○	○		
最新の傾向に対応したセキュリティ対策の検討外部機関による評価・診断等		実施中	16 民間の専門的な知識の活用等によるアウトソーシングの実施	△	○	○			
Ⅳ 多様な主体との協働・連携の推進	1 公共サービスにおける民間活用の推進	アウトソーシングの推進	実施中	17 導入事例の増加	△	○	○		
		PPP/PFIの推進	実施中	18 選定方法の見直し	○	○	○		
		NPO・ボランティアとの協働	実施中	19 NPO・企業・県民の協働意識の醸成	○	○	○		
	2 民間との協働による共助社会の実現	包括提携（連携）協定による協働の推進	包括提携（連携）協定による協働の推進	実施中	20 NPO・企業・ボランティアの運営力・活動基盤の強化	○	○	○	
			企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用	実施中	21 企業の強みを生かした新たな取組を創出	○	○	○	
		事業の選定、周知	事業の選定、周知	実施中	22 協定に基づく取組の円滑な実施	○	○	○	
			受け入れ体制の整備	実施中	23 事業の選定、周知	△	○	○	
	3 市町村との連携強化	市町村との連携	実施中	24 受け入れ体制の整備	△	○	○		
		政令市との連携	実施中	25 事務・権限の移譲及び規制緩和の実現	○	○	○		
		他都道府県との連携	実施中	26 県と市町村との連携による行政の効率化と市町村間の広域連携支援	○	○	○		
	4 他都道府県との連携強化	他都道府県との連携	他都道府県との連携	実施中	27 個別具体の分野で連携・協力	○	○	○	
			他都道府県と連携した取組を一層推進	実施中	28 他都道府県と連携した取組を一層推進	○	○	○	
		5 行政情報の効果的な提供と県民ニーズの把握	効果的な情報提供と県民ニーズの把握	効果的な情報提供と県民ニーズの把握	実施中	29 受け手に応じた効果的な広報の実施	○	○	○
				提供情報の充実	実施中	30 提供情報の充実	○	○	○
			提供情報の充実	実施中	30 提供情報の充実	○	○	○	

着手済： 26 30 30  
 検討中： 4 0 0

### R6年度取組状況(柱Ⅲ・Ⅳ:全30事項)



### ○主な成果指標の進捗状況





### 知事部局の部局数等の推移

年 度	部 数	局 数	課（室）数	係 数	出先機関数
S 6 3	10	7	102	398	175 (37)
H 1	10	7	104	402	177 (31)
H 2	10	7	108	407	171 (31)
H 3	10	7	105	395	169 (31)
H 4	10	7	106	399	166 (31)
H 5	10	6	105	403	156 (31)
H 6	10	6	105	407	152 (31)
H 7	10	6	106	397	152 (31)
H 8	10	6	106	390	152 (31)
H 9	10	6	104	392	142 (10)
H 1 0	10	5	103	392	141 0
H 1 1	10	5	104	393	141 0
H 1 2	10	5	100	360	141 0
H 1 3	10	5	100	356	141 0
H 1 4	10	6	99	359	127 (13)
H 1 5	10	6	100	332	122 (13)
H 1 6	10	6	98	311	121 (13)
H 1 7	10	6	97	312	117 (13)
H 1 8	10	6	95	305	113 (13)
H 1 9	10	7	94	305	110 (13)
H 2 0	10	7	90	295	109 (13)
H 2 1 (4.1)	10	7	90	293	109 (13)
H 2 1 (5.1)	10	7	90	293	111 (13)
H 2 1 (10.1)	10	7	90	293	92 (9)
H 2 2	10	7	90	293	91 (9)
H 2 3	10	7	89	295	90 (9)
H 2 4	10	8	89	288	91 (9)
H 2 5	10	8	89	289	91 (9)
H 2 6	10	8	89	286	89 (10)
H 2 7	10	8	89	286	89 (10)
H 2 8	10	9	93	307	89 (10)
H 2 9	10	9	94	318	89 (10)
H 3 0	10	9	94	317	87 (10)
H 3 1	10	9	94	321	87 (10)
R 2	10	10	95	336	87 (10)
R 3	10	10	95	339	87 (10)
R 4	10	11	96	343	87 (10)
R 5	10	11	97	350	87 (10)
R 6	10	11	99	352	87 (10)
R 7	10	11	100	355	87 (10)
R 8	11	12	103	357	86 (10)

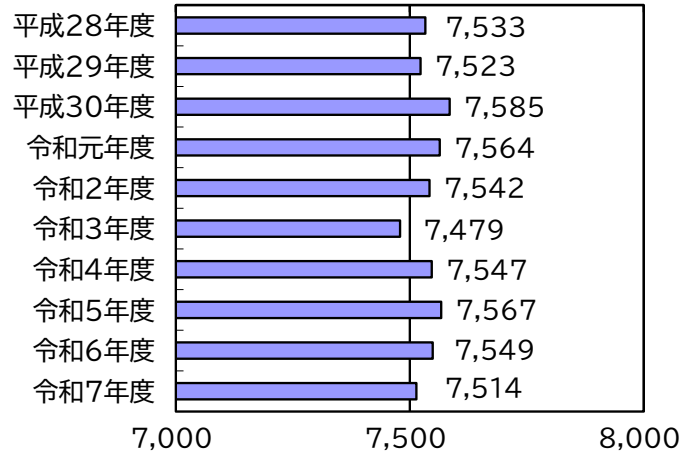
※ 出先機関数については、企業局を除外している。  
 ※ 出先機関数の（ ）書は専任職員のいない機関で外数である。  
 ※ H14年度は、H14. 11. 1現在







1 職員数の推移(知事部局)  
毎年度4月1日現在の数



2 過去5年間の退職者・採用者数(教育庁及び県警除く)

(単位:人)

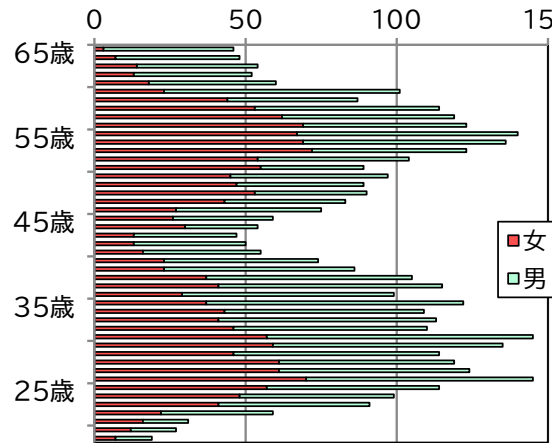
	退職者数	採用者数
令和3年度	337	445
令和4年度	335	377
令和5年度	204	337
令和6年度	354	336
令和7年度	279	463

○病院医師、国等の割愛職員、任期付職員、消防教官、教育庁出向者及び在所合格者を除く。

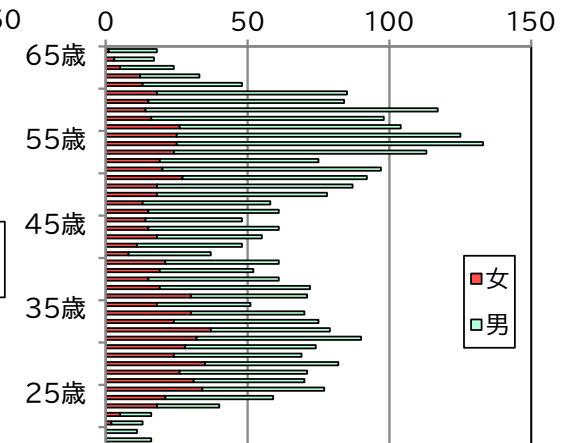
○退職者数は退職年度、採用者数は試験年度として計上。

3 職員年齢構成 (令和7年4月1日現在)

知事部局:事務職 男女別



知事部局:技術職 男女別





平成9年度から7次にわたり財政健全化に向けた計画を策定し、人件費の抑制、事務事業の見直し、社会保障費の増加の抑制、建設事業の重点化、財政収入の確保などに積極的に取り組み、財源不足の圧縮を図ってきた。

しかしながら、県債残高は、臨時財政対策債の増発や豪雨災害復旧・復興対策等により、令和8年度末には、一般会計予算規模のほぼ1.5倍となる3兆6千億円を超える見込みであり、本県財政は、依然として厳しい状況にある。

なお、令和5年度以降は、新型コロナウイルス感染症による一時的な財政需要が落ち着き、予算規模は横ばいとなっている。

## 1 歳入

県税収入は、堅調な企業業績や給与所得の増加などに伴い、令和6年度以降着実に増加している。

地方交付税は、臨時財政対策債への振替額が減少したことや国の補正予算における増額交付に伴い、令和7年度までは増加しているが、令和8年度は現時点で国の増額交付を見込んでいないため、令和7年度比で減少している。

県債は、国の補助事業を最大限活用して発行の抑制に努めており、減少傾向にあるが、令和7年度は豪雨災害復旧・復興対策等により増加となっている。

(普通会計)

(単位：億円)

区 分	R4	R5	R6	R7	R8	R7/R4	R8/R7
県 税	7,343	7,309	7,842	8,251	8,308	112.4%	100.7%
うち法人二税	1,889	1,903	2,164	2,204	2,269	116.7%	102.9%
うち地方消費税	2,611	2,505	2,762	2,888	3,085	110.6%	106.8%
地方譲与税	1,008	1,013	1,152	1,189	1,266	118.0%	106.5%
地方交付税	2,939	3,121	3,254	3,307	3,143	112.5%	95.0%
県 債	1,925	1,802	1,704	1,825	1,687	94.8%	92.4%
通常債	1,501	1,566	1,595	1,825	1,687	121.6%	92.4%
臨時財政対策債	424	236	109	0	0	0.0%	-
その他	9,563	7,298	6,985	6,375	5,855	66.7%	91.8%
うち財政調整等三基金繰入金	0	100	0	341	301	-	88.3%
歳入総額	22,778	20,543	20,937	20,947	20,259	92.0%	96.7%

※R4～R6年度は決算額、R7年度は最終予算額、R8年度は当初予算額。

## 2 歳出

職員定数の削減、事務事業の見直しなど歳出抑制に努めているが、高齢化の進展等による社会保障費や県債残高の累増に伴う公債費といった義務的経費が増加している。

(普通会計)

(単位：億円)

区 分	R4	R5	R6	R7	R8	R7/R4	R8/R7
義務的経費	9,588	9,051	9,531	10,859	11,157	113.3%	102.7%
人件費	3,840	3,723	3,997	4,126	4,294	107.4%	104.1%
社会保障費	2,782	2,905	3,037	4,156	4,193	149.4%	100.9%
公債費	2,966	2,423	2,497	2,577	2,670	86.9%	103.6%
投資的経費	2,610	2,519	2,607	2,784	2,327	106.7%	83.6%
その他	9,832	8,364	8,188	7,304	6,775	74.3%	92.8%
歳出総額	22,030	19,934	20,326	20,947	20,259	95.1%	96.7%

※R4～R6年度は決算額、R7年度は最終予算額、R8年度は当初予算額。

(注) 普通会計 … 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等の理由から、国が地方財政統計上、統一的に用いている会計区分。

# 福岡県財政改革プラン2022

本県では、令和3年度に、今後5年間の収支見通し等を明らかにしたうえで、歳入・歳出全般にわたる改革の方針や取組を具体的に定めた新たな財政改革プランを策定した。

このプランに沿って、着実に改革を実行し、計画期間中に、財政調整基金等三基金の取崩しに頼らない財政構造への転換を図り、「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」の実現を目指している。

## 1 改革期間

令和4年度～令和8年度(5年間)

## 2 改革の方針

以下の2点を目標とし、計画期間中に、財政調整基金等三基金の取崩しをせずに実質収支(※)が黒字となる財政構造への転換を目指す。

※ 実質収支 = 歳入 - 歳出 - 翌年度への繰越財源

① 必要な社会資本整備を着実に進める一方、やむを得ない要因を除いた令和8年度末の通常債残高を、令和3年度末よりも500億円程度圧縮させる。

※ やむを得ない要因：災害復旧・復興対策、国の防災・減災、国土強靱化への対応、国の補正予算対応、減収補填債発行、コロナ感染症対策

② 経済の急変による税収減や災害発生時の緊急的な支出などに対応するため、令和8年度末の財政調整基金等三基金残高を、400億円～500億円確保する。

## 3 改革措置の内容と成果

(単位:億円)

改革措置の内容	R4～R8年度累積	
	目標	実績額
○ 事務事業の見直し 既存の事務事業について廃止・縮小・効率化等	約 870	912
○ 社会保障費の増加の抑制 医療費の適正化、介護給付の適正化、生活保護費の適正化	約 73	73
○ 建設事業の重点化 社会資本の整備、公共インフラ施設の更新・集約化・長寿命化、 県単独公共事業費の2%程度の抑制	約 17	17
○ 効果的・効率的な組織体制の整備 業務執行体制の見直しや業務の効率化、アウトソーシングの推進	約 46	47
○ 財政収入の確保 ふるさと納税の推進、民間活力による県有財産の有効活用等	約 244	271
合計	約 1,250	1,320

	プラン目標	R8年度 (R8当初予算発表時)
県債残高 (普通会計ベース)	○ やむを得ない要因(※)を除いたR8年度末の通常債残高をR3年度末よりも500億円程度圧縮	R3年度末に比べ <b>603億円の減</b>
財政調整基金等三基金残高 (財源調整分)	○ R8年度末の財政調整基金等三基金残高を400億円～500億円確保	<b>714億円</b>

※ やむを得ない要因：災害復旧・復興対策、国の防災・減災、国土強靱化への対応、国の補正予算対応、減収補填債発行、コロナ感染症対策

## 改革措置の成果（年度別内訳）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和4年度 ～令和8年度 合 計
1 事務事業の見直し	64 億円	128 億円	184 億円	239 億円	297 億円	912 億円
2 社会保障費の増加の抑制	15 億円	16 億円	14 億円	14 億円	14 億円	73 億円
3 建設事業の重点化	1 億円	2 億円	3 億円	5 億円	5 億円	17 億円
4 効果的・効率的な組織体制の整備	2 億円	6 億円	8 億円	14 億円	17 億円	47 億円
5 財政収入の確保	59 億円	54 億円	41 億円	55 億円	62 億円	271 億円
合 計	41 億円	206 億円	250 億円	26 億円	億円	1,320 億円

※当初予算、一般財源ベース

※上記1、3、4については、複数年に効果が及ぶため、その年度までの累計額を計上している

※表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある



公社等外郭団体一覧

資料5

No.	団体名	業務概要
1	平成筑豊鉄道(株)	・平成筑豊鉄道の運行
2	(公財)福岡県国際交流センター	・国際交流に関する業務
3	(公財)アクロス福岡	・文化振興事業等 ・アクロス福岡の管理運営
4	(公財)福岡県女性財団	・男女の自立と対等な社会参画の推進
5	(公財)福岡県スポーツ推進基金	・トップアスリートの活動支援 ・大規模スポーツ大会等の誘致・開催
6	(公財)福岡県動物愛護センター	・動物愛護と適正な飼養の普及啓発 ・県が捕獲・収容した犬ねこ等の保管及び処分
7	(公財)福岡県生活衛生営業指導センター	・生活衛生営業に対する指導 ・日本政策金融公庫の融資に係る相談・推薦
8	(社福)福岡県厚生事業団	・福岡県身体障がい者リハビリテーションセンターの管理運営
9	(公財)福岡県人権啓発情報センター	・同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発活動の推進
10	(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター	・リサイクル技術と社会システムをマッチングした実用的な研究開発、事業化支援及び環境リサイクル技術や社会システムに係る情報の収集・発信
11	(公財)福岡県中小企業振興センター	・中小企業の経営健全化の促進
12	(公財)福岡県産業・科学技術振興財団	・福岡県における科学技術の振興
13	(公財)飯塚研究開発機構	・研究開発支援、人材育成 ・飯塚研究開発センターの管理運営
14	(公財)福岡県農業振興推進機構	・農地中間管理事業、担い手の確保及び育成事業等
15	(公財)福岡県水源の森基金	・森林造成整備及び緑化ボランティア団体等に対する助成 ・水源地域の振興
16	(公財)福岡県豊前海漁業振興基金	・豊前海区における水産業の振興
17	(公財)福岡県建設技術情報センター	・建設技術に関する調査、研究、試験、設計 ・福岡県建設技術情報センターの管理運営
18	福岡北九州高速道路公社	・指定都市高速道路の建設、管理
19	福岡県道路公社	・一般有料道路の管理
20	(公財)福岡県下水道管理センター	・流域下水道施設の維持管理 ・下水道に関する知識の普及
21	福岡県住宅供給公社	・居住環境の良好な集団住宅及び宅地の供給による住民の生活の安定と社会福祉の増進 ・県営住宅の管理運営
22	(公財)福岡県暴力追放運動推進センター	・暴力団による不当行為の防止活動
23	(公財)福岡県スポーツ振興センター	・スポーツ関係団体の育成・強化事業への助成 ・県立スポーツ科学情報センター、総合射撃場の管理運営
24	(公財)福岡県教育文化奨学財団	・教育文化活動の助成及び振興 ・奨学金の貸与、福岡県学生会館の運営 ・福岡県青少年科学館の管理運営



平成六年十二月二十六日  
福岡県規則第八十一号

## 福岡県行政改革審議会規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第三条の規定に基づき、福岡県行政改革審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

### (所掌事務)

第二条 審議会は、県行政の制度及び運営に関する改革の課題及び改善の方策について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、知事に意見を述べ、又は知事の諮問に答申する。

### (組織)

第三条 審議会は、二十人以内の委員をもって組織する。

2 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員)

第四条 委員は、県行政の制度及び運営に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第五条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、専門委員に準用する。

### (会議)

第六条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (小委員会)

第七条 審議会は、必要に応じて小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

### (庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務部行政マネジメント課において処理する。

### (補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。



昭和二十八年四月一日  
福岡県条例第三十九号

### 附属機関の設置に関する条例（抜粋）

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定があるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第二条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として置かれるものとし、その担任する事項は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

第三条 前条の附属機関の位置、組織、所掌事務、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関の規則で定める。

#### 別表（第二条）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	福岡県行政改革審議会	県行政の制度及び運営に関する改革の課題及び改善の方策について調査審議すること
(省略)	(省略)	(省略)

